

安城市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

安城市長 三星元人

安城市規則第47号

安城市事務分掌規則の一部を改正する規則

安城市事務分掌規則（平成4年安城市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表子育て健康部の項中「子育て健康部」を「こども健康部」に、「子育て支援課」を「こども課」に、「子育て支援係 児童家庭係」を「こども政策係 子育て支援係 こども家庭係」に、「子ども発達支援課」を「こども発達支援課」に改め、同表産業部の項中

「

農務課	農政係 振興係 農地係	を
-----	-------------	---

」

「

農務課	農政係 振興係 農地係	に改め、同表
農地整備課	管理係 工務係	

」

都市整備部の項中「都市計画係」を「都市計画係 事業計画係」に、「公園整備係」を「公園計画係 公園整備係」に、「南明治係 桜井・三河安城係」を「事業管理係 組合支援係」に改め、同条第3項の表企画政策課の項の次に次のように加える。

資産経営課	庁舎整備室	庁舎整備係
-------	-------	-------

第3条第3項の表市民課の項及び農務課の項を削る。

第5条の表資産経営課の項中

「

	(9) その他市有財産の管理に関する事	を
--	---------------------	---

「

	(9) その他市有財産の管理に関する事	に改める。
庁舎整備係	庁舎の整備に関する事	

第6条の表市民課の項中

「

	(4) 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条第2項の規定による通知に関する事	を削る。
交付対策係	個人番号カードの普及及び啓発に関する事	

第8条の見出しを「(こども健康部)」に改め、同条中「子育て健康部」を「こども健康部」に改め、同条の表子育て支援課の項中「子育て支援課」を「こども課」に、

「

子育て支援係	(1) 子育て施策の推進に関する事。 (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。 (3) 児童手当、児童扶養手当、遺児手当等に関する事。 (4) ひとり親家庭の福祉に関する事。 (5) 児童遊園等の管理に関する事。 (6) 子育て健康部内の調整に関する事。 (7) その他課内の調整及び課内他の係に属さないこと。	を
児童家庭係	(1) 児童家庭相談及び児童虐待防止に関する事。 (2) 虐待等防止地域協議会に関する事。 (3) 児童委員及び主任児童委員に関する事。	

「

こども政策	(1) こども計画に関する事。
-------	-----------------

係	(2) こども施策の推進に関すること。 (3) 児童遊園等の管理に関すること。 (4) こども健康部内の調整に関すること。 (5) その他課内の調整及び課内他の係に属さないこと。
子育て支援係	(1) 児童手当、児童扶養手当、遺児手当等に関すること。 (2) ひとり親家庭の福祉に関すること。
こども家庭係	(1) 児童家庭相談及び児童虐待防止に関すること。 (2) 虐待等防止地域協議会に関すること。 (3) 児童委員及び主任児童委員に関すること。 (4) こども家庭センターに関すること。

に改め、同

表子ども発達支援課の項中「子ども発達支援課」を「こども発達支援課」に、「子ども発達支援センター」を「こども発達支援センター」に改める。

第9条の表農務課の項中

「

農地整備係	(1) 土地改良区の指導監督に関すること。 (2) 土地改良区の支援に関すること。 (3) 農業農村整備事業に関すること。 (4) 農業用施設の維持管理に関すること。
-------	--

を削り、同

項の次に次のように加える。

農地整備課	管理係	(1) 土地改良区の支援及び指導監督に関すること。 (2) 多面的機能支払交付金事業に関すること。 (3) その他課内の調整及び課内他の係に属さないこと。
	工務係	(1) 農業農村整備事業に関すること。 (2) 農業用施設の維持管理に関すること。

第12条の表都市計画課の項中

「

拠点整備係	(1) 市街地開発事業に係る企画、調査及び計画決定に関すること。 (2) まちづくりの企画、調査及び計画に関すること。 (3) まちづくりの推進及び誘導に関すること。 (4) 都市景観形成の調査及び計画に関すること。
-------	---

を

「

事業計画係	(1) 主要鉄道駅周辺における都市施設に係る企画及び計画に関すること。 (2) 都市景観形成事業の調査及び計画に関すること。
拠点整備係	(1) 市街地開発事業に係る企画、調査及び計画決定に関すること。 (2) まちづくりの推進及び誘導に関すること。

に改め、同

表公園緑地課の項中

「

公園整備係	(1) 公園その他都市計画事業に係る公共用地の取得及び処分に関すること。 (2) 緑化審議会に関すること。 (3) 公園及び緑地の調査、計画及び事業の施行に関すること。 (4) 緑化事業の施行に関すること。 (5) その他課内の調整及び課内他の係に属さないこと。
-------	---

を

「

公園計画係	(1) 公園及び緑地に係る公共用地の取得に関すること。 (2) 緑化審議会に関すること。 (3) 公園及び緑地の企画、調査及び計画に関すること。
-------	--

に改め、同

	(4) 緑化事業の施行に関すること。 (5) その他課内の調整及び課内他の係に属さないこと。
公園整備係	公園及び緑地の工事の設計及び施行に関すること。

表区画整理課の項中

「

南明治係	(1) 南明治土地区画整理事業及び末広・花ノ木地区住宅市街地総合整備事業の事業資金及び補助に関すること。
------	--

を

「

事業管理係	(1) 南明治土地区画整理事業の事業資金及び補助に関すること。
-------	---------------------------------

に、

「

桜井・三河安城係	(1) 桜井駅周辺特定土地区画整理事業の事業計画、換地設計、移転補償、清算及び事業資金に関すること。 (2) 三河安城駅南土地区画整理組合の事業計画、換地設計、移転補償、清算及び運営に係る事務的な支援及び指導に関すること。
----------	--

を

「

組合支援係	三河安城駅南土地区画整理組合の事務に係る支援及び指導に関すること。
-------	-----------------------------------

に、

「

(1) 南明治土地区画整理事業及び末広・花ノ木地区住宅市街地総合整備事業に係る工事の設計及び施行に関すること。
---

(2) 桜井駅周辺特定土地区画整理事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

(3) 三河安城駅南土地区画整理組合の工事の設計及び施行に係る技術的な支援及び指導に関すること。

を

(1) 南明治土地区画整理事業の事業計画、換地設計、移転補償及び清算に関すること。

(2) 末広・花ノ木地区住宅市街地総合整備事業に係る事業計画並びに老朽建築物の除却及び建替促進に関すること。

」

「

(1) 南明治土地区画整理事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

(2) 三河安城駅南土地区画整理組合の工事に係る支援及び指導に関すること。

に改める。

南明治土地区画整理事業の事業計画、換地設計、移転補償及び清算に関すること。

」

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。